

日本環境協会／エコマーク、中温化混合物混合物を追加認定 ／再生骨材も可

日本環境協会（新美育文理事長）は25日、エコマークを付与する土木製品の認定基準の改定案をまとめ、一般意見の受け付けを開始した。中温化アスファルト混合物（中温化混合物）など6品目を追加する予定。中温化混合物は再生骨材の使用を認めることにしており、品質問題が取り沙汰されている再生骨材の理解の浸透につながりそうだ。

エコマークは、環境負荷が少ない製品・サービスに付与される。認定基準を満たす必要があり、土木製品はコンクリート製品など126品目・1263製品。

追加予定の中温化混合物は、製造時の加熱温度を下げることで二酸化炭素（CO₂）排出量を低減できるのが特徴。国内の道路整備でCO₂排出量の約3割はアスファルト製造・合材製造とされ、中温化混合物の採用は環境負荷の大幅な低減が期待される。

同協会はアスファルト混合物の場合、資源循環の面から再生材料の使用を評価してきたが、CO₂削減の観点から中温化混合物の品目への追加を検討していた。認定基準には製造時の加熱温度低減、CO₂排出量などを設定してある。

グリーン購入法は中温化混合物について中温化剤を使用したものに限定し、当面は再生骨材ではなく新規骨材を用いることを示している。中温化混合物に関する同法の判断基準や、高速道路会社などの仕様書は、品質の観点などから再生骨材の使用を認めていない。中温化混合物に再生骨材を使用する場合は、発注者や施工者と仕様を確認することが必要とされている。

一方、東京都は土木材料仕様書で再生骨材を使った中温化混合物に関する仕様を定め、「通常混合物と比較して10度以上温度低減」などを中温化混合物と定義している。こうした情勢も踏まえ、同協会は中温化の技術を限定しない上で中温化混合物を舗装道路用材として認定対象にすることを決定。再生骨材の使用も認めることにした。

ただ中温化剤と新規骨材を用いた中温化混合物の基準は、グリーン購入法の判断基準に合わせた内容にしている。中温化剤の種類には▽発泡系▽粘弾性調整系▽滑剤系—の三つを挙げた。フォームド発生装置の記載もある。

中温化混合物以外の追加予定品目は▽盛り土材、ケーソン中詰め材（その他資材）▽LED照明（舗装道路用材）▽鉄鋼スラグ水和固化体（鉄工スラグブロック、コンクリート製品）▽下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト、造園緑化材）▽ポリマー系アスファルト改質材（舗装道路用材）。意見受け付けは11月24日まで。認定基準の制定は2025年1月1日を予定している。